

秦野市PTA連絡協議会個人情報取扱要領

(目的)

第1条 秦野市PTA連絡協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会の会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会の事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示しなければならない。なお、要配慮個人情報などを収集するときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次に掲げる目的の為に利用する。

- (1) 行事・会合等の連絡
- (2) 名簿や資料等の作成
- (3) 役員・委員選出等に係る諸資料の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者または取扱者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管しなければならない。また、持ち出す場合は、電子メールで送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護（災害等）のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上又は児童（生徒）の健全育成の推進に必要な場合

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報第三者(前条第1号から第4号の場合及び神奈川県、秦野市を除く)に提供したときは、次に掲げる項目についての記録を作成し、及び保存しなければならない。

(1) 第三者の氏名及び住所

(2) 第三者に個人情報を提供した経緯

(3) 提供をする対象者の氏名

(4) 提供をする情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び神奈川県、秦野市を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次に掲げる項目についての記録を作成し、及び保存しなければならない。

(1) 第三者の氏名及び住所

(2) 第三者から個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、又は削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じなければならない。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握したときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、国の個人情報保護委員会が定めるガイドライン等にしがたい、適切な対応を図るものとする。

(研修)

第16条 本会は、本会の役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 この要領の改正は、役員会において行い、総会で報告する。

附則

この要領は、平成30(2018)年4月1日から施行する。